

知事許可漁業に係る制限措置の公示

漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）による改正後の漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において準用する第42条第1項の規定に基づき、知事許可漁業に係る制限措置の内容を別紙のとおり定めた。

令和2年11月16日

鹿児島県知事 塩田康一



機船船びき網漁業

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	許可又は起業の認可をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
さよりひき網漁業	操業区域（別表の操業区域をいう。以下同じ）の1	1月1日から4月30日まで	許可証に記載されている船舶の総トン数	許可証に記載されている推進機関の馬力数	2隻	定めなし
さよりひき網漁業	操業区域（別表の操業区域をいう。以下同じ）の2	12月1日から4月30日まで	許可証に記載されている船舶の総トン数	許可証に記載されている推進機関の馬力数	2隻	定めなし
さよりひき網漁業	操業区域（別表の操業区域をいう。以下同じ）の3	12月1日から4月30日まで	許可証に記載されている船舶の総トン数	許可証に記載されている推進機関の馬力数	8隻	定めなし
さよりひき網漁業	操業区域（別表の操業区域をいう。以下同じ）の4	12月1日から3月31日まで	許可証に記載されている船舶の総トン数	許可証に記載されている推進機関の馬力数	8隻	定めなし
さよりひき網漁業	操業区域（別表の操業区域をいう。以下同じ）の5	11月1日から4月30日まで	許可証に記載されている船舶の総トン数	許可証に記載されている推進機関の馬力数	2隻	定めなし

申請すべき期間

令和2年11月16日（月）から同年12月15日（火）まで

番号	操業区域
1	山川町漁業協同組合共同漁業権区域（鹿共第34号）
2	指宿漁業協同組合共同漁業権区域（鹿共第35, 36号）
3	牛根漁業協同組合共同漁業権区域（鹿共第46号）
4	垂水市漁業協同組合共同漁業権区域（鹿共第51号）
5	ねじめ漁業協同組合共同漁業権区域（鹿共第54号）